

第1問

Xはドキュメンタリー映画の制作者であり、これまで様々な社会問題に関するドキュメンタリー映画を制作し、あるドキュメンタリー映画祭で賞を受けた実績も有する。

Y県では、全国的な注目を集め、賛否の分かれている社会問題が生じており、Xは、それに関するドキュメンタリー映画を制作している。その過程で、Xは、この問題に重要な影響のある条例の審議・採決が行われることを知り、その場面を映画に取り入れるため、県議会本会議を傍聴し、掌に収まる小型カメラでビデオ撮影をすることを考え、Y県議会傍聴規則15条（以下「本件規則」という）に基づき、同議会議長A宛てに撮影許可申請書を提出したところ、不許可（以下「本件不許可」という）とされ、傍聴はしたものの撮影することができなかった。

Y県は、本件規則の一般的な目的は、議事妨害への対処、発言取消命令があった場合の対処（その場合、会議録や会議中継録画からはその部分が削除されるが、傍聴人が撮影した動画にはそうした対応ができず削除部分が流布することになる）、撮影機材が議場に投下される危険性への対処、他の傍聴人の肖像権・プライバシー権の侵害防止、無条件で撮影を認めた場合には撮影者の人数や撮影方法によっては審議・採決に対する一種の圧力となりうることの防止、などであると主張している。本件に関しては、特に、賛否の分かれるテーマが映画の撮影対象となることにより冷静な議論環境に対して悪影響を与えることが懸念されると主張している。

なお、地方自治法115条により県議会の本会議は公開とされ、インターネット中継もされており、録画視聴も可能である。また、議長は議場の秩序保持権を有している（同法104条、129条、130条）。さらに、県政記者クラブに加盟する報道機関（テレビ局や全国紙・地方紙）は、慣例により、事前の許可なく撮影を認められており（包括的な許可が与え

られていると理解される)、上記の条例の審議・採決場面も撮影していた。

Xは、本件規則が撮影を事前許可制としていること自体に憲法上の問題があり、また、仮に許可制が許されるとしても本件不許可は違憲であると考えている。これらの論点について論じなさい。なお、憲法 14 条との関係については論じなくてよい。

【参照条文】

○ Y 県議会傍聴規則（抄）

第 15 条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、録音し、又は情報通信機器類を使用してはならない。ただし、特に議長の許可を得た場合は、この限りでない。

第2問

政党助成法に基づいて政党交付金の交付を受けるためには、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（以下「法人格付与法」という）4条1項の規定による法人でなければならない。

国会において、政党交付金の交付を受ける政党の組織及び運営を民主的かつ公正なものとするを目的として、法人格付与法を改正し、政党が法人格付与法4条1項の規定による法人になるためには、その党則等において代表権を有する者の選出手続を定めること、およびその選出手続は党員の選挙によることを求めるべきか否かが審議されているとする。

このような法律改正に関する憲法上の問題について論じなさい。

【参照条文】

○政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成6年法律106号）（抄）

（略）

（法人格の取得等）

第4条 中央選挙管理会の確認を受けた政党は、その主たる事務所の所在地において登記することにより、法人となる。

2 この法律の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

（確認）

第5条 政党は、次に掲げる事項を中央選挙管理会に届け出て、中央選挙管理会の確認を受けることができる。

一 名称

二 目的

三 主たる事務所の所在地

四 代表権を有する者の氏名及び住所

（略）

2 政党は、前項各号に掲げる事項を届け出る場合には、次に掲げる文書を併せて提出しなければならない。

- 一 綱領その他の当該政党の目的、基本政策等を記載した文書
- 二 党則、規約その他の当該政党の組織、管理運営等に関する事項を記載した文書（以下「党則等」という。）

（略）

（代表権を有する者）

第9条 法人である政党等には、1人又は数人の代表権を有する者を置かなければならない。

（法人である政党等の代表）

第9条の2 代表権を有する者は、法人である政党等のすべての事務について、法人である政党等を代表する。ただし、党則等の規定に違反してはならない。

（略）